

## 平成30年第4回区議会定例会議員提出議案

### 第1 条例

#### 1 目黒区議会の議決に付すべき事件に関する条例

##### (1) 制定内容

議会の機能強化を図るとともに、区民の視点に立った区政の推進に寄与することを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件を定める。

ア 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定し、変更し又は廃止すること。

イ 友好都市協定を締結し、又は解除すること。

##### (2) 施行期日

公布の日

担当

区議会事務局議事・調査係(03-5722-9413)